官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム ～

第16期 学内募集FAQ

※「第16期募集要項」及び「学生等用応募申請の手引き」についてもご確認ください。

＜応募申請要件について＞

Q.交換留学で渡航する場合でも応募申請できますか？

短期研修（1か月）に参加する場合でも応募申請できますか？

研究室を通じた研究留学でも応募申請できますか？

休学を伴う私費留学でも応募申請できますか？

A.すべて応募申請可能です。ただし**①留学期間中も本学に在籍**（休学含む）**していること、②留学開始が2024年8月1日（木）～2025年3月31日（月）の間に開始し、かつ留学期間が28日以上1年以内であること、③渡航先で留学目的に沿った実践的な活動が含まれていること**が主な条件です。

（トビタテ！事務局では、3か月以上の留学計画とすることを推奨しています。）

Q.実践活動はどのようなものが該当しますか？国際課で何か紹介してもらえますか？

A. 募集要項P4をご参照ください。国際課では実践活動先のご紹介をしておりませんので、ご自身で受入機関を検討し記入してください。

※個人的な聞き取り調査のみの場合など、受入機関のない実践活動は認められません。

（例：週末に地域の施設へ行く、町の人にインタビューする、など）

採用後、受入機関にて発行された受入許可証を提出することとなりますので、こちらを念頭に実践活動の準備を進めてください。

Q.まだ受入機関が決まっておりませんが、応募申請可能ですか？

今後、受入先機関を変更する可能性がありますが、応募申請可能ですか？

A.応募申請可能です。その場合、現在検討している留学計画をすべて応募申請フォームにご記入ください。

Q.留学中に大学院へ進学する場合でも応募申請が可能ですか？

A.可能です。

※留学中に別の大学へ転学・大学院進学を検討している場合は手続きを確認いたします。必ず応募申請前に国際課へご相談ください。

＜フォームの内容について＞

Q.卒業年月日は卒業式の日ですか。

A.いいえ。年度末日となりますので、原則卒業予定年の3月31日で記載してください。

Q.「留学期間」は現地滞在期間ですか？大学等受入機関での在籍・活動（授業）期間ですか？

A.受入機関での在籍・活動期間となります。基本的には受入機関が発行する「受入許可証」に記載のある在籍期間等を記入してください。大学等でまだ受入許可証が発行されていない場合は、現在公開されているアカデミックカレンダー等を参照して記入してください。これらの情報がない場合は、現時点での予定で構いません。

Q.「アンバサダー活動」、「エヴァンジェリスト活動」とは何ですか？どのようなものが該当しますか？

A**.アンバサダー（大使）活動**は「留学先国で日本文化等を伝え、世界中に日本のファンを増やし、人脈を構築することを目的とした活動」です。

例）留学先国でのイベント開催（書道教室、流しそうめん、けん玉大会、浴衣の着付け、餅つき大会）のほか、日本らしさを前面に出した名刺の作成・配布、など

一方、**エヴァンジェリスト（伝道師）活動**は「日本に帰国後、自分の経験を語り伝えることで、留学機運醸成の一翼を担うことを目的とした活動」です。

例）高校生の留学促進のために高校で講演、全国各地で留学機運を盛り上げるイベントを実施、など

Q.応募申請書の内容について、確認やアドバイスをしてもらえますか？

A.国際課では原則として記述内容のアドバイス等を行っておりません。ただし、応募申請後、明らかな誤り等については国際課から連絡することがありますので、大学メールアドレスを確認するようにしてください。

＜家計基準判定について＞

Q.家計基準判定について、どのような書類を提出すればよろしいですか。

A.以下の通りです。

・学部生の場合 …ご両親の課税証明書（全項目記載）

記載項目に「課税標準額」や「扶養人数」、「控除の内訳」等が記載されているものを用意する必要があります。市区町村によってはコンビニでの発行ができないことがありますので、事前にご確認ください。

・大学院生の場合…学生本人の収入を証明する書類（源泉徴収票、課税証明書、給与明細、親からの仕送りの証明書など）

親からの仕送りについては国際課から証明書の様式を送付しますので、ご一報ください。

Q.（学部）家計基準判定について、親の収入ではなく私自身（学生）の収入で判定が可能ですか？

A.いいえ。原則として、親の収入を参照することとなっております。

※現在職に就いており親からの収入を一切もらっていない場合などに限り、ご自身の収入で証明できる場合があります。事務局へ確認する必要がありますので、国際課へご相談ください。

Q.（学部）家計基準判定について、両親双方の課税証明書が必要ですか？

A.はい、必要です。ひとり親家庭の場合などについては、この限りではございません。応募申請時に国際課へお知らせください。

Q.家計基準判定について、JASSO貸与型奨学金の第二種奨学金の基準はどのくらいですか？私は超過していますか？

A.以下のページをご確認ください。

（JASSO公式：進学後（在学採用）の第二種奨学金の家計基準）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html>

家計基準内かどうかは国際課にて判定し、超過している（または超過の可能性がある）場合には個別にご連絡します。

Q.JASSO第二種奨学金の家計基準を超過していても応募申請が可能ですか？

A.第二種奨学金の家計基準を超過していても応募が可能です。ただし募集要項に記載のとおり、家計基準を超過している（満たしていない）採用予定者の上限は支援予定人数全体の1割程度（約25人）であり、月額奨学金の金額が6万円となりますのでご注意ください。

＜提出資料について＞

Q.（交換留学）「留学計画の実現可能性を証明できる文書等の写し」として、交換留学派遣学生選考の学内選考結果通知を添付することは可能ですか？

A.国際課では添付することを妨げません。添付する場合は自己責任でお願いいたします。

＜その他＞

Q.トビタテ！第15期の応募申請数・倍率を教えてください。

A.下記の文部科学省のHPをご確認ください。

2023年度（第15期）派遣留学生の選考結果及び壮行会の開催等について

<https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/tobitate/1413287_00008.htm>

Q.トビタテ！の採用者の話が聞きたいです。何か機会はありますか？

A.採用者による相談会等のイベント等を開催することがあります。その場合は派遣留学希望者ML登録者宛てに連絡いたしますので、もし未登録の場合は下記URLより登録をしてください。

国際教育センター【留学派遣】

<https://www.cf.ocha.ac.jp/gec-out/index.html>

Q.初回の振り込み日はいつですか。

A.現時点では未定です。詳細な振り込み日については、採用後にご連絡いたします。

（参考）第15期では9月初旬ごろに初回振り込みを実施。

Q.個人メールアドレスは何に使われますか。

A. トビタテ！に関する重要な情報について連絡漏れがないよう、国際課から連絡に個人メールアドレスを資料することがあります。また卒業後、トビタテ！事務局からの連絡を受け国際課からご連絡する際に利用します。なお、個人メールアドレスについては国際課からのご連絡にのみ利用し、同意なくトビタテ！事務局へ個人アドレスを送付することはございません。